

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月15日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第19号

会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和元年岩手県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(勤務1時間当たりの報酬)</p> <p>第14条 条例第16条及び第17条第2項に規定する人事委員会規則で定める勤務1時間当たりの報酬額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 報酬の月額（月額基本報酬、初任給調整手当に相当する報酬、地域手当に相当する報酬、特殊勤務手当に相当する報酬（月額で定められているものに限る。）、特勤勤務手当に相当する報酬、特勤勤務手当に準ずる手当に相当する報酬、へき地手当に相当する報酬及びへき地手当に準ずる手当に相当する報酬の合計額）に12を乗じ、その額を当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た時間から7時間45分にその者の1週間当たりの勤務時間数を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間数で除して得た数を乗じて得た時間数に当該年度における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た額を減じた時間数で除して得た額とする。</p> <p>(2) [略]</p> | <p>(勤務1時間当たりの報酬額の算出)</p> <p>第14条 条例第16条に規定する人事委員会規則で定めるところにより算定して得た額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 報酬の月額（月額基本報酬、初任給調整手当に相当する報酬、地域手当に相当する報酬、特殊勤務手当に相当する報酬（月額で定められているものに限る。）、特勤勤務手当に相当する報酬、特勤勤務手当に準ずる手当に相当する報酬、へき地手当に相当する報酬及びへき地手当に準ずる手当に相当する報酬の合計額をいう。次条第1号において同じ。）に12を乗じ、その額を当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た時間から7時間45分にその者の1週間当たりの勤務時間数を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間数で除して得た数を乗じて得た時間数に当該年度における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数を乗じて得た額を減じた時間数で除して得た額</p> <p>(2) [略]</p> <p>(報酬の減額)</p> <p>第14条の2 条例第17条第2項に規定する人事委員会規則で定めるところにより算定して得た額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 月額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 報酬の月額に12を乗じ、その額を当該第1号会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間数に52を乗じた時間で除して得た額</p> <p>(2) 日額基本報酬を受ける第1号会計年度任用職員 日額基本報酬を7.75で除して得た額</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(病気休暇)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 病気休暇については、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</p> | <p>(病気休暇)</p> <p>第25条 [略]</p> <p>2 病気休暇については、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を超える場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの報酬額又は給与額を減額する。</u></p> <p><u>(1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項の通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合 一の会計年度においてその療養に必要と認められる期間</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合以外の負傷又は疾病の場合 一の会計年度において5日の範囲内でその療養に必要と認められる期間</u></p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。